



茨城県報

第828号

平成9年2月10日

月曜日

目次

告示

	ページ
●茨城県農林漁業信用基金保証料補給金交付要項の一部改正(林政課)	1
●保安林の指定の解除(2件)(林業課)	1
●道路の供用の開始(3件)(道路維持課)	2
●軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(県税事務所)	3
●土地改良事業の認可(土地改良事務所)	3

(公安委員会)

●緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定取消し	3
---	---

公告

●落札者等の公示(農業技術課)	5
●県営土地改良事業計画(農地管理課)	5

告示

茨城県告示第134号

昭和43年8月5日茨城県告示第910号で告示した茨城県農林漁業信用基金保証料補給金交付要項の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成9年2月10日

茨城県知事 橋本 昌

第1条中「林業等振興資金融通暫定措置法第6条第2号」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法第6条第1項第3号」に改める。

第2条中「第6条第2号」を「第6条第1項第3号」に、「第5条第1項」を「第4条第1項」に改める。

第3条中「第6条第2号」を「第6条第1項第3号」に、「第6条第2号ハ」を「第6条第1項第3号ハ」に、「第6条第2号ロ」を「第6条第1項第3号ロ」に改める。

付則

この告示は、公布の日から施行する。

茨城県告示第135号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成9年2月10日

茨城県知事 橋本 昌

- 1 解除をする保安林の所在場所
鹿嶋市浜津賀字南350の3

- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第136号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成9年2月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除をする保安林の所在場所
鹿嶋市荒井字後345の17
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

茨城県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成9年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成9年2月10日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一 般 国 道 4 6 1 号	高萩市大字大能1183番1地先から 高萩市大字中戸川1717番地先まで	平成9年2月24日
一 般 国 道 4 6 1 号	高萩市大字中戸川1780番1地先から 高萩市大字中戸川1962番3地先まで	平成9年2月24日

茨城県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成9年2月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
平成9年2月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道笠間緒川線
- 2 供用開始の区間 笠間市大字石寺字古道141番1地先から
笠間市大字石寺字古道153番地先まで
- 3 供用開始の期間 平成9年2月10日

茨城県告示第 1 3 9 号

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、平成 9 年 2 月 1 0 日から 3 0 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成 9 年 2 月 1 0 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 3 5 5 号
- 2 供用開始の区間 笠間市大字手越字逆川北 3 5 0 番 2 地先から
笠間市大字手越字逆川北 5 3 5 番地先まで
- 3 供用開始の期間 平成 9 年 2 月 1 0 日

茨城県告示第 1 4 0 号

地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)第 7 0 0 条の 6 の 4 第 3 項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則(昭和 3 4 年茨城県規則第 1 0 7 号)第 3 3 条の 3 の規定により告示する。

平成 9 年 2 月 1 0 日

茨城県常陸太田県税事務所長 富 永 信 一

県 名	特約業者の指名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	特約業者の指定の取消し年月日
茨 城	蘭 部 忠	茨城県那珂郡瓜連町 9 1 4	平成 9 年 1 月 2 7 日

茨城県告示第 1 4 1 号

平成 8 年 9 月 9 日付けで北浦村長から認可申請のあった勝手平地区土地改良事業については、土地改良法(昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号)第 9 6 条の 2 第 5 項において準用する同法第 1 0 条第 1 項の規定により平成 9 年 1 月 2 2 日認可した。

平成 9 年 2 月 1 0 日

茨城県銚田土地改良事務所長 平 倉 孝 裕

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第 3 号 道路交通法施行令(昭和 3 5 年政令第 2 7 0 号)第 1 3 条第 1 項及び第 1 4 条の 2 第 2 号の規定により、緊急自動車の指定及び指定取消し並びに道路維持作業用自動車の指定及び指定取消しを行ったので公示する。

平成 9 年 2 月 1 0 日

茨城県公安委員会委員長 根 本 正 一

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3 3 1 8	水戸 88 に 4 2 3 4	トヨタ 8 年式	警察 責務 遂行 用	茨 城 県 警 察 本 部

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
3319	水戸88に4257	トヨタ 8年式	警察責務遂行用	茨城県警察本部
3320	水戸88せ5773	スズキ 8年式	〃	〃
3321	水戸88せ5774	〃 〃	〃	〃
3322	水戸88せ5775	〃 〃	〃	〃
3323	水戸88せ5776	〃 〃	〃	〃
3324	水戸88せ5777	〃 〃	〃	〃
3325	水戸88せ5778	〃 〃	〃	〃
3326	土浦88せ4955	〃 〃	〃	〃

2 緊急自動車の指定取消し

指 定 号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者氏名	告示年月日	告 示 号	取 理 消 由
1798	水戸88す3061	トヨタ 60年式	道路応急作業用	日本道路公団(日立)	60. 6. 27	20	廃の車為
1877	水戸88す3307	〃 〃	警察責務遂行用	茨城県警察本部	61. 1. 20	1	〃
1878	水戸88す3310	ニッサン 60年式	〃	〃	〃	〃	〃
2176	土浦88す6412	トヨタ 63年式	〃	〃	63. 12. 15	33	〃
2291	土浦88す6415	ニッサン 元年式	〃	〃	元. 12. 25	29	〃
2428	水戸88せ3757	ニッサン 3年式	〃	〃	3. 2. 14	3	〃
2429	水戸88せ3758	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2442	水戸88す6797	〃 〃	〃	〃	3. 3. 7	5	〃
2443	水戸88す6798	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2444	水戸88す6799	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2448	水戸88す8738	〃 〃	〃	〃	〃	〃	〃
2584	水戸88す7691	ニッサン 4年式	〃	〃	4. 3. 19	10	〃

3 道路維持作業用自動車の指定取消し

指 定 号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者氏名	告示年月日	告 示 号	取 理 消 由
1798	水戸88す3061	トヨタ 60年式	道路維持作業用	日本道路公団(日立)	60. 6. 27	20	廃の車為

指 定 号	自動車登録番号	車 名 ・ 年 式	用 途	使 用 者 氏 名	告 示 年 月 日	告 示 番 号	取 理 消 由
1802	水戸88す3058	トヨタ 60年式	道路維持作業用	日本道路公団(日立)	60. 6. 27	20	廃 車 為 の
1803	水戸88す3059	” ”	”	”	”	”	”
1804	水戸88す3060	” ”	”	”	”	”	”
1848	水戸88さ975	ヒノ 60年式	”	”	60. 11. 14	30	”

公 告

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示する。

平成9年2月10日

茨城県知事 橋 本 昌

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則第4条第1項の公告又は第5条の公示を行った日

⑧随意契約による場合には、その理由 ⑨その他の必要事項

①茨城県農業情報ネットワークシステムプログラム開発業務委託 ②農林水産部農業技術課 水戸市三の丸1丁目5番38号 ③平成8年12月26日 ④富士通株式会社水戸支店長 小林宣彦 茨城県水戸市泉町2丁目3番2号 ⑤40,700,000円 ⑥随意契約 ⑧地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第10条第1項第2号

●県営土地改良事業計画

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営常北地区土地改良事業につき計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成9年2月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

県営常北地区土地改良事業(農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業)計画書の写し

2 縦覧期間

平成9年2月12日から平成9年3月11日まで

3 縦覧場所

常北町役場

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は線下発行) (金 3, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)